



第 187 号

発行所 大阪府危険物品協会連合会

発行人 田 宮 呉 策

大阪市西区西長堀北通1丁目

四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717. 5910

定価 1部 20円

自動車用消火設備設置基準改正

45年6月1日施行

> 道路運送車両の保安基準 <

長らく懸案になっていた自動車用消火器設置基準が、このほど6月12日付で、道路運送車両の保安基準の改正により次のように改正された。

改正の主な点は、

- ① 可燃物積載車の可燃物の品名と数量が改められた
- ② 設置消火器の最低容量、重量が引き上げられた
- ③ 四塩化炭素消火器が適用除外となった。なお、改正基準の施行は1年の余ゆうをみて45年6月1日から実施される。

道路運送車輛の保安基準の解説

司基準第47条関係]

次の自動車には消火器を備えなければならない。

- A 1. 火薬類（保安基準第51条第2次に掲げる数量以下のものは除外される。別掲※1）を運送する自動車（ただしトレーラー等の被けん引自動車は除かれる）
2. 消防法別表に定める指定数量以上の危険物を運搬する自動車（被けん引自動車を除く）
3. 別表に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く）
4. 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る）を運送する自動車（被けん引自動車を除く）※2
5. 前記の火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送するトレーラーのけん引自動車
6. 放射性物質車輛運搬規則に掲げる数量をこえる放射性物質を運送する自動車 ※3
7. 乗車定員11人以上の自動車

8. 乗車定員11人以上の自動車をけん引する自動車
- B 1. 前記1～5までの自動車（ただし、第1類危険物の過酸化水素B又は第3類危険物のみを運送する自動車及びこれらをけん引するけん引自動車を除く）に備える消火器は次の表に適合するものでなければならない。
 2. 二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、小型特殊自動車は積載量も少いので、適用消火器の充填量は（ ）内の数量以上とすることができる。
 3. これらの消火器は、前記1～2の規定のほか次の基準に適合すること。
 - ① 消火器は構造及び性能が消物法に規定する技術上の規格に適合するものか。
 - ② 消火器は自動車の走行中の振動、衝撃等によい傷を生じ又は作動するものでないこと。
 - ③ 消火器は容易に取りはずしができるように取り付けること。
 - ④ 消火器は次の場所に備えること。
 - イ. 火薬類を運送する自動車では見張人の使用に便利な場所。
 - ロ. その他の自動車では、運転者、助手、車掌、見張人、取扱人の使用に便利な場所。

※1 火 薬 類

[道路運送車輛の保安基準第五十条第一項各号]

- 一、火薬にあっては 5kg
- 二、猟銃雷管にあっては 2000箇
- 三、実包・空包・信管又は火管にあっては 200箇

※2 高圧ガス

〔高圧ガス取締法第二条〕

この法律で「高圧ガス」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一、常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。）以下同じ）が10kg/cm²以上となる圧縮ガスであって現にその圧力が10kg/cm²以上であるもの又は温度35度において圧力が10kg/cm²以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
- 二、常用の温度において圧力が2kg/cm²以上となる圧縮アセチレンガスであって現にその圧力が2kg/cm²以上であるもの又は温度15度において圧力が2kg/cm²以上となる圧縮アセチレンガス
- 三、常用の温度において圧力が2kg/cm²以上となる液化ガスであって現にその圧力が2kg/cm²以上であるもの

又は圧力が2kg/cm²となる場合の温度が35度以下である液化ガス

- 四、前号に掲げるものを除く外、温度35度において圧力0kg/cm²をこえる液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化プロピルメチル又はその他の液化ガスであって、政令で定めるもの。

※3 放射性物質

〔放射性物質車輛運搬規則第二条第3項各号〕

- 一、ラジウム、オロニウム、その他のラジウム系元素にあつては各2000ミリキュリー
- 二、固形セシウム137、コバルト60又はイリジウム192にあつては各300キュリー
- 三、前二号に掲げる物以外の放射性物質にあつては各2700ミリキュリー

適 応 消 火 器 一 覧 表

	火薬類	危 険 物				可 燃 物		高 圧 ガ ス	
		第一類 及び 第二類	第四類	第五類	第六類	別表第8号 から第14号 までに掲げ るもの	その他 のもの	可燃性 ガ ス	酸 素
霧 状 強 化 液 (8ℓ以上)	○	○	○	○	○	○	○		○
炭 酸 ガ ス (3.2kg以上)			○		○	○			○
C. B (2ℓ以上)			○		○	○			○
二 臭 化 四 ぶ っ 化 エ タ ン (1ℓ以上)			○		○	○			○
粉 末 (りん酸塩類3.5kg以上)		○	○		○	○	○	○	○
粉 末 (ナトリウム、カリ ウムの重炭酸塩3.5kg)			○		○	○		○	○

(備 考)

- 1. ○印は、対象運送物品の欄に掲げるものに、当該左欄に掲げる消火器がそれぞれ適応するものであることを示す。
- 2. りん酸塩類とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。



新しい時代に
マッチした
ニュータイプの消火器



ヤマト消火器株式会社

カタログのご請求は… 大阪市東成区深江中1-13 TEL (976) 0701 (代)

別表 可燃物

品名	数量
1 亜塩素酸塩類	100
2 臭素酸塩類	150
3 よう素酸塩類	200
4 重クロム酸塩類	1,500
5 油紙類及び油布類	750
6 副 蚕 糸	750
7 油 か す	2,000
8 ラッカーパテ	750
9 ゴムのり	750
10 第1種引火物	750
11 しょう脳	1,500
12 ナフタリン	1,500
13 パラフィン	1,500
14 第2種引火物	1,500
15 綿 花 類	2,000
16 木 毛	2,000
17 わ ら 類	2,000
18 ゴ ム 類	2,000
19 合 成 樹 脂	2,000
20 アンスラセン	1,500
21 マ ッ チ	150

(備考)

- 油紙類油布類とは、動植物油類がしみ込んでいる紙又は布及びこれらの製品をいう。
- 副蚕糸とは、さなぎ油がしみ込んでいるもののみをいう。
- ゴムのりとは、生ゴムにガソリンその他の引火性溶剤を加えて、のり状としたものをいう。
- 第1種引火物とは、常温で固体であり、かつ、摂氏40度未満で可燃性の蒸気を発生するものをいう。
- 第2種引火物とは、常温で固体であり、かつ、次のイ又はハのいずれかに該当するものをいう。
 - イ 摂氏40度以上100度未満で可燃性の蒸気を発生するもの
 - ロ 摂氏100度以上200度未満で可燃性の蒸気を発生し、

かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもの

- ハ 摂氏200度以上で可燃性の蒸気を発生し、かつ、燃焼熱量が8,000カロリー毎グラム以上であるもので、融点が摂氏100度未満のもの
- 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干草をいう。
- ゴム類とは、不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずをいう。
- 合成樹脂とは、不燃性又は難燃性でない合成樹脂であって、第1種引火物及び第2種引火物以外のものをいう

施行期日について

- 昭和45年5月31日以前に製作された、道路運送車輛の保安基準第47条第1項1号から5号に掲げる自動車(同項3号及び5号に掲げる自動車は別表第8号から14号までの可燃物のみを運送するもの及びけん引するけん引自動車に限る。)は昭和46年6月1日をもって新法に従がひ積載する消火器は、第47条第2項を適応する。
- 昭和45年5月31日以前に製作された、道路運送車輛の保安基準第47条第1項6号から9号に掲げる自動車又は3号及び5号の可燃物を積送する車の中で別表の第8号から第14号までを積む車以外の自動車は廃車になるまで旧法で良い。
- 昭和45年6月1日以後に製作された、道路運送車輛の保安基準第47条第1項1号から5号に掲げる自動車は新法に従がひ積載する消火器は、第47条第2項を適応する。但し1号から5号に掲げる自動車の中で自動二輪車、側車付二輪自動車、軽自動車、小型特殊自動車、危険物の過酸化物B又は第3類のみを運送する自動車は新法に従がひ積載する消火器は、第47条第3項を適応する。
- 昭和45年6月1日以後に製作された、道路運送車輛基準第47条第1項6号から9号に掲げる自動車は、新法に従がひ、積載する消火器は、第47条第3項を適応する。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器ビーナス

信頼のマーク



- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区鹿見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

危険物の火災とその警備対策

大阪市消防局警備課

近代産業の発達と市民生活の改善により、危険物特に石油類の消費は上昇の一途をたどり、消防機関の許可を受け又は届出された危険物の数は、昭和34年を100とした場合本年6月現在222(27,859施設)となっていて著しい増加が認められ、法令に規制されないものまで含めると莫大な数となることが予想される。一方大型油槽基地なども市内各所に建設されていて、いまや危険物対策は消防関係者の最も大きい関心事となっている。

これら施設の火災予防については、消防法令上厳格な規制があるが、関係者各位の適切な法の遵守により、現在まで特筆されるべき事故もなく運営されて来たことは、まことに喜ばしいことではあるが、もし設備や取扱の欠陥により火災が発生した場合、鎮圧を担当する消防機関としてどのような警備対策を講じているか、その概要をここに記述して参考に供したい。

主要消防車(艇)性能一覧表

種別		西 Cp	此花 C	鶴町 C	東成 C	桜島 C	明光 FB	ときわFB	PR (OS35H3)	TR (OS36G)
性能										
最高出力 PS/rpm		205/ 2,300	230/ 2,000	175/2,400	145/3,000	90/2,800	750/750	356/3,000 ×2	130/ 3,600	130/ 3,600
泡 発 生 装 置	空気泡 3 %	1,600 ~3,000	600~ 2,400	500~3,000	800	440	8,750	3,000	270~810	270~810
	6 %	600~ 1,600		500~1,600	400	220	6,640	1,600		
	原液混合 装置型式	自動比 例混合	自動比 例混合	自動比 例混合	ポンププロ ポーション	ポンププロ ポーション	ポンププロ ポーション	自動比 例混合	ポンププロ ポーション	ポンププロ ポーション
化学泡 ℓ/min			水量 1,800							
原液タンク ℓ		1,200	1,600	1,600	200 (120 予備積載)	265	2,900	1,000	90 (20×3)	120
放水砲(水) ℓ/min (口径mm×圧力kg/cm ²)		4,200 (50×7)	5,000 (50×10)	3,000 (38×10)			18,700 65×10 50×10×2	10,000 50×10 35×10×2		
放水砲(泡) ℓ/min		3,000	1,100×2 3,000×1	3,000			1,800×4	3,000		
最大放水量 ℓ/min (圧力kg/cm ²)		3,800 (10)	5,000 (10)	3,000 (10)	2,000 (10)	940 (8.5)	26,600 (8)	9,000 (15)	2,000 (10)	2,000 (10)
ドライケミカル 装置 kg				220 N ₂ 40ℓ×2	320 N ₂ 40×4	216 CO ₂ 20×4				

Cp: 耐爆化学車

C: 化学車

FB: 消防艇

PR: 無線付ポンプ車

TR: 無線付タンク車

1. 大阪市消防局の現有消防力

危険物火災に直接対応出来る消防隊としては、大型化学車3 中型化学車2 ポンププロポーション付消防車32 消防艇2 があり、又器具としてはゼネレーター12 ラインプロポーション1 があって、何れも24時間勤務の隊員によって常時出場待機の態勢にある。

補助車輛及び器具には、スノーケル車8、梯子車6、放水塔車2、放水砲11があり、上記と組合わせて危険物消火にあたる事が出来る。

なお、これら機械器具に送水する水源車としては、上記を含みタンク車38、ポンプ車80、消防艇3、があり、危険物火災消火の推進力となるほか、大量放水による延焼阻止冷却作業その他に総合戦力として大きな期待がもたれている。

2. 一般的出場態勢

火災報知専用電話(119)その他で消防局通信司令室が火災の通報を受けた場合、直ちに一齐指令装置によって全市21消防署、58出張所に第1出場が指令され、火元に最も近い署所に配置されているポンプ車タンク車のうち5台と救急車1台が急行する。もちろん、この中にはポンププロポーション付消防車が1台含まれている。

火災に発生した消防隊は、火煙の有無やその他の必要事項を通信司令室と無線で交信しつつ走行し、一番早く到着した消防隊はすぐに燃焼物件、規模、延焼危険を報告する。燃焼事実が確認されれば第2出場が指令され、更に5台の消防車と適当数のスノーケル車、梯子車等が追加出場する。

3. 危険物数量の少ない場合

先着消防隊の現場情報が危険物火災と断定し、又は危険物施設に延焼の危険ありと報告したときから、通信司令室は危険物防御作戦を發動する。

各消防隊から送信される第2、第3の現場情報を分析しまず走行中又はすでに火災現場に到着しているポンププロポーションナー付消防車に泡放射を命じ、他の隊には噴霧放水による抑制及び危険物以外の燃焼物件の消火及び延焼阻止を命じる。

さらに各署において待機中のポンププロポーションナー付消防車及び化学車のうち、必要台数について応援出場を指令するほか、各署において保管の泡原液の必要量を消防車によって現地に搬送させる。

このようにして消火作業が展開されて行くが、危険物の絶対量が比較的少ない場合で、特に人家密集地域や延焼拡大危険地域で発生した火災については、危険物に対する消火は抑制程度にとどめ、他への延焼危険阻止にまず重点をおき、延焼危険のなくなった段階で、燃焼中の危険物を一挙に鎮圧させることが原則として考へられている。

4. 油槽基地その他これに類する施設の場合

油槽基地その他大量危険物の製造所、取扱所、貯蔵所等の火災においては、前述の場合と異なり、より専門的な消火活動が要求される。

火災の通報を受けた通信司令室は、直ちに作戦開始態勢に入るが、不確実な通報では作戦の展開が出来ないので、まず第1出場を指令するとともに、予想される必要消防隊に出場待機を命じ、先着消防隊の現場情報によって本格的な作戦を開始する。

関係者からの通報は詳細なほどよく、被害が最少限に止まるかどうかは通報の優劣によってきまるといっても過言ではあるまい。

<例>

第1報 火事です。

こちらは甲区乙町A石油のB油槽所です。いまローリー詰場で火災がおき、ローリー5台と建物300㎡が火の海になっています。すぐ来て下さい。

第2報 さきほどのB油槽所ですが、いま当所の化学車及び自衛消防隊で泡を放射中ですが、筒先数が少ないため〇〇方面のガソリタンク群への延焼危険があります。

大阪市消防局では、油槽基地所在の此花消防署に2、大正に1、近接の西に1、及び東成に1の化学車を、又水上消防署に消防艇2、を配置しており、第1次にはこれらの消防車又は艇を応援の形で全車出場させ消火に当る。

大型化学車の出場と同時に、通信司令室は現場情報及び現場指揮者の要請を総合的に分析して次の処置をとる。

(1) 薬剤(泡原液)搬送

車輛に積載の薬剤には限度があり、継続して作業を行なうためには補給用薬剤緊急輸送の必要がある。

消防局では輸送業者と事前に輸送契約が締結されており、輸送担当の消防隊が薬剤を満載した民間トラックを先導して災害地に至り、現地補給を行なう。

消火薬剤備蓄状況

1. エアホーム (昭和44年6月末現在)

種別 対象物	3%	6%	搬送可能	
			3%ℓ	6%ℓ
石油業者 33社	67,633	39,212	10,889	16,820
石油基地対策協議会	27,834	0	27,834	0
消火薬剤業者	14,600	13,700	14,600	13,700
消防局	8,500	0	8,500	0
計	118,567	52,912	61,823	30,520
全容量に対する搬送可能容量(容器入)			52%	55%

2. アルコホーム

種別 対象物	3%	6%	搬送可能	
			3%ℓ	6%ℓ
石油業者 8社	0	10,390	0	2,300
石油基地対策協議会	0	830	0	830
消火薬剤業者	0	7,900	0	7,900
計	0	19,120	0	11,030
全容量に対する搬送可能容量				57%

3. フォーマイト

種別 対象物	搬送可能	
	一薬式 kg	二薬式 kg
石油業者 16社	21,920	6,120
消火薬剤業者	1,260	0
消防局	4,360	0
計	27,540	6,120

この薬剤は此花、大正各消防署にある備蓄倉庫のものが用いられ、それでも不足するときは、石油関係業者備蓄のものが同輸送隊によって現地へ輸送される。以上のほか、現地指揮者から要請があれば、消火薬剤業者保管のものが追加される。火災が更に大規模になり、以上のものでも不足する場合は、第3次搬送として此花、大正管内の石油業者等が所有している固定薬液タンクの薬剤搬送が計画されており、方法としては、消防局のタンク自動車を対象物に派遣して薬剤をこれに移しかえ、現地へ輸送することになっている。(この場合、同時火災の可能性もあるので、最少限のものは残存させなければならない。)なお最終的には第4次搬送として、消防相互応援協定による堺その他隣接他都市からの薬剤搬送も考慮している。

(2) 放水砲

災害が大型化すると大口径ノズルによる大量泡放射が最も有効である。従って前記化学車や消防艇に積載のもの以外に、移動式放水砲大型8、中型3が起泡ノズルを装備して出場するよう指令される。

(3) スノーケル車、梯子車、放水塔車

俯瞰放射が有効と判断されるときは、高所からの泡放射が可能な特殊車の出場が指令されるが、ノズル口径が小さいため、少時間大量の泡放射は期待出来ない。



〔写真〕油火災消火実験で泡放射する放水砲



〔写真〕此花署に配置されている重化学車

(4) ポンププロポーションナー付消防車

この消防車は、単独で泡放射が出来ることはもちろんであるが、特殊車や放水砲に薬液を送るためには不可欠の車で、普通、特殊車1台につき1台、又は放水砲1門に対して2～3台の組合わせで出場させるのが原則となっている。なお、出場に当っては、消火用水(水源)をどこにとるか常に配慮されなければならない。

(5) 消防艇

一般に油槽基地は臨港地帯に多く建設されているため場所によっては直接防御活動に使用出来る。又接岸可能な場所であれば、ホース延長によって消防車同様の作業が出来るほか、上例とは異り水源は無尽蔵であるため、水源車として使用するとき、標準消防車の最高18台分の活躍が期待出来る。なお、オイルフェンス伸張やタンカー火災については第1人者となろう。

(6) その他

上記は何れも泡放射隊であるが、燃焼抑制、冷却、オマホ放水を実施する消防隊を別途に出場させるほか、照明車、救急車その他についても手配される。

5. 終りに

油槽基地等の火災防御については、関係者が実施する通報と初期消火活動の可否がすべてを決定する事になる。火災予防は言うまでもなく第一義の途ではあるが、危険物があり、作業がある限り、火災発生の可能性は無限に存在する。発生した火災を機敏にかつ合理的に処理することに、より一層の知恵を傾けるべきであり、その為には危険物施設の消防用設備を完備し、保安に対して常に組織と人員を最高の状態で組合わせておき、災害発生とともに総力を結集して対処出来るように心掛けねばならない。合理的かつ詳細な消防計画の策定と、反覆訓練による習熟こそ、そのすべてといえよう。

事故原因からみた

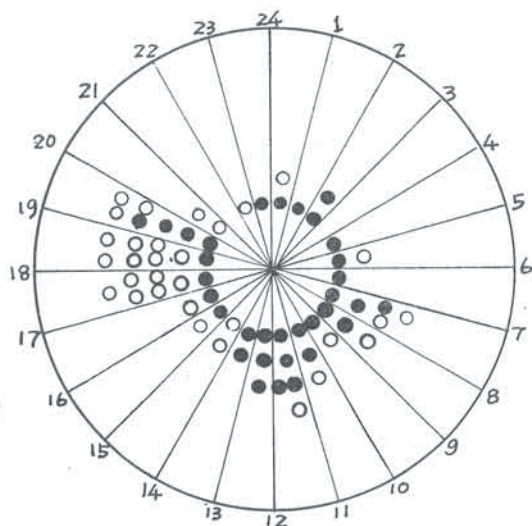
LPガスの保安

最近、全国的にLPガスによる事故が目立って増加しているが、大阪府下においても、43年1月から44年6月までの間に発生したLPガス火災は120件を数え、全火災の約1.5%にあたるが、焼死者の占める率は5.5%と高く、一般火災と比較して焼死者を伴うケースが非常に多いのが特長である。

一方、出火原因をみると、表1のように、当然のことながら「ガス洩れ」がLPガス火災の主因である。

これらのLPガス火災の特長は、いうまでもなく爆発を伴うもので、グラフにもみられるように、夜半から朝にかけての事故はとくに人的被害の発生率が高い。つまり、7人の焼死者はすべてこの時間帯に発生している。

LPガス漏れによる事故（発生時間別）



●印：人の被害を伴った事故
○印：人の被害がなかった事故

原因からみても、ガス洩れを防止することにより大半のLPガス火災は防止でき得ることが判る。ガス洩れ一停滞一引火一爆発、この経路は表2のLPガス特性をみてもらうなづけることで、漏洩滞留を防止することこそLPガス保安の第一義であろう。

今、径0.5mm位の小穴からLPガスが漏れた場合を考えると、ガス供給圧力が300mm水柱のとき、1時間で約30ℓのガスが漏れ、4畳半(約8㎡)位の部屋であると、床から20cm位までの空間が爆発限界内の濃度に達するものとみ

られる。その上一般住居では、床上近くに冷蔵庫の電気設備やストーブ等の火源が存在することが多い。

実際には、部屋の構造や空気の流れなどの状況により、数倍の時間(2~5時間)がかかるものと考えられ、就寝前にこのようなガス洩れがあっても知らずに寝込んでしまい、夜半から翌朝にかけて部屋内は引火爆発の危険にさらされるわけである。

そこでLPガス火災を防止するには、次のような点に心がけることが大切であろう。

- (1) 外出時や就寝時には、必ず元栓を完全にしめること。
- (2) ホースの接続部には必ずホースバンドをすること。
- (3) ホースやコックからガス洩れがないかどうかを定期的に点検する。その方法は筆に石けん水をつけて点検個所に塗ればよい。もし洩れがあれば気泡となる。
- (4) たえずLPガスのおいに注意すること。(イオウのようなにおいがついている)
- (5) ガス洩れに気付いたら絶対に火気を使用しないようにし、修理するとともに十分な換気をすること。(とくに電灯のスイッチや前述の冷蔵庫の自動スイッチのような小さい火花でも引火するので注意すること)
- (6) 器具はLPガス専用のものを使用すること。
- (7) ゴム管のひび割れや老化を点検する。
- (8) ガス圧の変動に注意し、燃焼器具を調整すること。
- (9) 容器は必ず屋外の日陰におき転倒しないよう固定すること。(出口を横にして使用すると液状のまま噴出する。)

(表-1) 昭和43年1月~昭和44年6月(大阪府下)

出火原因	件数	死者	負傷者
ガス漏れによるもの	65件	7人	47人
過熱、沸とうによるもの	18		2
附近の可燃物に着火	15		
火をつけたままその場を離れた	8		
その他	14	2	2
合計	120件	9人	51人

表 - 2

	LPガス (プロパン7、ブタン3)	都市ガス
ガス比重	1.5~2.0	0.5
供給圧力 (燃焼器具入口)	水柱 200~330mm	水柱 50~ 200mm
爆発限界	1.8~9.5%	約9~ 40%

大阪府危険物取扱主任者試験 8月3日 近大で

大阪府では本年度第2回取扱主任者試験を実施するが、今回は乙種第1類～第6類まで行われる。

実施時間は願書受付時に決定し、受験票に記載されているが、次のとおりである。

- ▷乙種第4類 10時～12時
又は13時30分～3時30分
- ▷第4類以外又は第4類を含む3種類までの兼類
10時～12時乃至13時
- ▷科目免除者 10時～10時30分乃至12時30分
- ▷4種類同時受験者 10時～15時30分
- ▷5種類同時受験者 10時～15時30分
- ▷6種類同時受験者 10時～15時30分

ただし昼食時間は2時間～1時間とられている。試験当日の注意事項

- ① 定刻10分前に試験場(教室)に着席していること。当然試験場(近畿大学)には、少くとも20分前に到着していること。
- ② 受験票を携帯すること。

- ③ 筆記具(鉛筆と消ゴム)を持参すること。
- ④ テキスト類は持参しても差支えないが、試験開始前に指示された場所に置くこと。

合格発表は8月15日

合格発表は8月15日に府庁並びに府下各消防署で、合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者本人宛郵便で通知される。

吹田市危険物品協会副会長孫田信三氏(孫田石油KK社長)は、永年火災予防に尽力されたかどにより、このほど消防庁長官より表彰をうけられた。

東大阪西協会 同会主任者会では、7月18日武田薬工大阪工場を見学研修し、夕方市内「舞楽」で絵会を開催した。

東大阪 信三東大阪市消防本部では、大阪府計量安全課の協力のもと、東、中、西消防署ごとに、LPG関係業者を集め、防火研修会を開催した。

八尾市 八尾市消防本部では、LPG事故頻発に伴い、管内関係業者の一せい立入検査を実施し、設備の改善、取扱いの適正管理を指導した。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアホーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
斉田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

株式会社
代理店 三和商会
TEL 06 (443) 2 4 5 6

おそろしい火花から職場を守ろう!

消防用設備総合商社

ベアロン
防爆用安全工具

発売元



真弓興業株式会社

カタログ持参説明させていただきます

本社	大阪市北区空町1-5	TEL (352) 5941・(351) 4533
支社	堺市大浜中町2-2	TEL 0722(38)8188-9・9261-2
大阪営業所	大阪市東成区大今里南之町	TEL (971) 5 6 3 6 ~ 8
西野田営業所	大阪市福島区茶園町128	TEL (461) 3163・(462) 5619
北営業所	大阪市北区空町1-5	TEL (352) 4 1 4 7・4 1 8 5